

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 遺産分割が整わないときの相続税の申告

**Q** : 父の死後、遺産のうち何を誰がもらうかについて母や兄弟が集まって何度も話し合いをしましたが、なかなか話がまとまりません。

このまま遺産分割協議が整わなかった場合、相続税の申告はどうすればよいのでしょうか。

**A** : 分割されていない財産は、各共同相続人が民法の規定による相続分に従って取得したものととして課税価格を計算し、申告することになります。

### 【解説】

相続税の申告書の提出期限までに遺産の全部又は一部が相続人等によって未だ分割されていない場合には、その未分割の財産については、各共同相続人等が民法の規定による各相続人の相続分に従い、遺産を取得したものととして各相続人等の相続税の課税価格を計算し申告することになります。

ただし、生命保険金や退職手当金のように相続税法の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産は、未分割財産とはなりませんので、その財産の価額をそのみなされた人の本来の相続財産の価額に加算してその人の課税価格を計算することになります。

ちなみに、相続税の申告期限までに遺産が分割されていない場合には、①配偶者の相続税額の軽減の不適用、②小規模宅地の評価減の不適用、③農地等についての相続税の納税猶予の不適用、④物納ができない、といったデメリットがあります。

